２０２５年１０月２７日

お客様各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

米沢信用金庫（理事長 加藤秀明）では、2026 年度末までの手形・小切手の全面的な電子化に向けて、下記の対応を実施いたします。

手形・小切手の電子化にあたっては、お客さまとお取引さまの双方でご対応いただく必要があり、相応の期間を要することも想定されますので、早期に代替サービスへの移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

当金庫では、今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．当金庫他店および他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了

受付終了日：２０２７年３月３１日（水）
当金庫他店および他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の取扱いを終了します。

２．手形・小切手の代金取立（手形割引）

受付終了日：２０２７年３月３１日（水）
手形・小切手の代金取立（手形割引）の受付を全て終了します。

３．手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：２０２６年９月３０日（水）
手形・小切手の最終振出期限を設定します。実施日以降に振出された手形・小切手は当座預金からの支払ができません。

※電子交換所は２０２７年３月をもって手形･小切手の交換業務を廃止することを公表しました。２０２７年４月以降は手形交換による資金決済はできなくなります。

４．代替サービスのご案内

手形・小切手の電子化により、手形等への署名・押印・対面手続きの省力化や現物紛失リスクの低減、印紙代等のコスト削減が図られることから、支払い側と受け取り側の双方にメリットがあります。

代替手段	内容
でんさいサービス （電子記録債権）	手形に代わる決済手段としてのご利用を推奨しております。 電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。
法人インターネット バンキングサービス	小切手に代わる決済手段としてのご利用を推奨しております。 インターネットを利用して、相手の口座に直接送金することができます。

以　上

いつも一緒に あなたのそばに
しんきん
米沢信用金庫

◆ 本件に関するお問い合わせ先 ◆
担当：営業推進部　渡邊　電話：0238-22-3433
〒992-0031　山形県米沢市大町5丁目4番27号
FAX:0238-22-3668　E-mail:shinkin @yonezawa.shinkin.jp

手形・小切手の電子化に向けた取り組み

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度

手形・小切手を振出しされるお客さま

★ **当座預金の新規口座開設受付の終了（2025年3月）**

- 口座開設可
- 口座開設不可

★ **当座預金払戻請求書による払出（2025年12月）**

- 払出可（2025年12月取扱開始）

★ **手形（小切手）帳の発行受付の終了（2026年3月）**

- 発行可能
- 発行不可

★ **手形・小切手の最終振出期限（2026年9月）**

- 振出可
- 振出不可

手形・小切手をお受け取りになるお客さま

★ **2027年4月以降を期日とする手形の期日管理を伴う取立受付停止（2025年2月）**

- 受付可
- 受付不可

★ **当金庫他店および他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの終了（2027年3月）**

- 【支払地：当店】入金可能
- 【支払地：当金庫他支店・他行】入金可能
- 入金不可

★ **手形・小切手の代金の取立（手形割引）受付停止（2027年3月）**

- 受付可能（期日が2027年3月末までの手形・小切手）
- 受付不可